

【第 1 問】

《問 1》 1

＜老齢基礎年金の年金額（平成30年度価額）＞

① 平成21年 3 月以前の期間の計算式（国庫負担 3 分の 1）

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{6} + \frac{\text{半額免除月数}}{3} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{全額免除月数}}{3}}{480\text{月（原則）}}$$

② 平成21年 4 月以後の期間の計算式（国庫負担 2 分の 1）

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{4} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額免除月数}}{2}}{480\text{月（原則）}}$$

《設例》より、国民年金の未加入期間（30月）は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金の年金額} &= 779,300円 \times \frac{480\text{月} - 30\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 779,300円 \times \frac{450\text{月}}{480\text{月}} \\ &\asymp 730,594円 \end{aligned}$$

《問 2》 3

1) 不適切

昭和41年 4 月 2 日以後に生まれた女性は、特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、老齢厚生年金は65歳から支給開始となる。Aさんは昭和38年10月17日生まれであるため、原則として、63歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を、65歳からの老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	▽	▽	▽	▽	▽	▽
(男性) 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	報酬比例部分					老齢厚生年金
(女性) 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		定額部分				老齢基礎年金
(男性) 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	報酬比例部分					老齢厚生年金
(女性) 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		定額部分				老齢基礎年金
(男性) 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	報酬比例部分					老齢厚生年金
(女性) 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日			定額部分			老齢基礎年金
(男性) 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	報酬比例部分					老齢厚生年金
(女性) 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		定額部分				老齢基礎年金
(男性) 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	報酬比例部分					老齢厚生年金
(女性) 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日						老齢基礎年金
(男性) 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日		報酬比例部分				老齢厚生年金
(女性) 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日						老齢基礎年金
(男性) 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日			報酬比例部分			老齢厚生年金
(女性) 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日						老齢基礎年金
(男性) 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
(女性) 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日						老齢基礎年金
(男性) 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日				報酬比例部分		老齢厚生年金
(女性) 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日						老齢基礎年金
(男性) 昭和36年4月2日～						老齢厚生年金
(女性) 昭和41年4月2日～						老齢基礎年金

2) 不適切

厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき、その者に生計を維持されている一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。《設例》より、Aさんには65歳未満の配偶者や18歳到達年度末日までの子がいないため、加給年金額は加算されない。

3) 適切

老齢基礎年金の支給繰上げの請求は、老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる者にあつては、老齢厚生年金の支給繰上げの請求と同時にしなければならない。なお、繰り上げて受給する場合、繰上げ1ヵ月につき0.5%減額された年金を生涯にわたって受給する。

繰上げ（60歳から64歳）	「0.5%×繰上げた月数」が減額され、生涯にわたって、減額された年金を受給する。
繰下げ（66歳から70歳）	「0.7%×繰下げた月数」が増額され、生涯にわたって、増額された年金を受給する。

《問3》 3

「本制度は、国民年金の第1号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、(① 学生本人)の前年所得が一定額以下の場合、被保険者等からの申請に基づき、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。なお、本制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入(② されます)。

本制度の適用を受けた期間の保険料は、(③ 10)年以内であれば、追納することができます。ただし、本制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

<解説>

学生納付特例制度により納付が猶予された期間は、受給資格期間には算入されるが、保険料を追納しなかった場合、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

【第2問】

《問4》 1

1) 適切

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出される時価総額加重型の株価指数である。

2) 不適切

「日経平均株価(日経225)」は、東京証券取引所市場第一部に上場する銘柄のうち、代表的な225銘柄で構成される修正平均型の株価指数である。

3) 不適切

「ダウ・ジョーンズ工業株価平均(ダウ平均株価)」は、ダウ・ジョーンズ社が公表するニューヨーク証券取引所に上場する代表的な30銘柄で構成される修正平均型の株価指数である。

《問5》 2

1) 適切

$$\text{P E R (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益}}$$

$$\text{X社のP E R} = \frac{1,200\text{円}}{45\text{億円} \div 6,000\text{万株}} = 16\text{倍}$$

2) 不適切

R O E (自己資本利益率) は、自己資本 (純資産) に対する当期純利益の割合を示す指標である。

$$\text{R O E (自己資本利益率)} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{X社のR O E (自己資本利益率)} = \frac{45\text{億円}}{600\text{億円}} \times 100 = 7.5\%$$

3) 適切

《問6》 2

1) 不適切

上場不動産投資信託 (J-R E I T) は、投資家から集めた資金をオフィスビルやホテルなどの不動産で運用し、賃料収入などを配当原資として投資家に分配する投資信託である。

2) 適切

なお、上場不動産投資信託 (J-R E I T) は、クローズド・エンド型の会社型投資信託 (投資法人) である。

3) 不適切

上場不動産投資信託 (J-R E I T) の分配金は、配当所得として課税の対象となる。

【第3問】

《問7》 2

給与所得および不動産所得は総合課税の対象となるため、Aさんの平成30年分の総所得金額は以下のように計算する。

$$\begin{aligned} \text{給与所得の金額} &: \text{給与収入} - \text{給与所得控除額} \\ &= 930\text{万円} - (930\text{万円} \times 10\% + 120\text{万円}) = 717\text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{不動産所得の金額} : 120\text{万円}$$

$$\text{総所得金額} : 717\text{万円} + 120\text{万円} = 837\text{万円}$$

《問8》 1

- i) (① 雑損控除)、医療費控除および寄附金控除の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。
- ii) Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(② 38万円)である。
- iii) Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③ 38万円)である。

<解説>

Aさんの合計所得金額は《問7》より900万円以下、妻Bさんは控除対象配偶者に該当するため、配偶者控除の控除額は38万円である。また、長女Dさんは控除対象扶養親族に該当するが、長男Cさんは合計所得金額が38万円を超えるため、控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除の控除額は38万円となる。

《問9》 1

1) 不適切

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、寄付先が5自治体までであれば、確定申告をせずに寄附金控除を受けることができる。Aさんは10の自治体に寄附を行っているため、寄附金控除を受けるためには確定申告が必要である。

2) 適切

なお、e-Tax（電子申告）を利用すれば、領収書などの提出を省略することができる。

3) 適切

なお、税額の還付を受ける場合は、いつでも（時効は5年）確定申告ができる。

【第4問】

《問10》 2

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。また、建築物の延べ面積の上限は、前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を敷地面積に乗じて求める。

建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率＝ $180\text{m}^2 \times 60\% = \underline{108\text{m}^2}$

容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率＝ $180\text{m}^2 \times 200\% = \underline{360\text{m}^2}$

※ $6\text{m} \times 4/10 = 24/10 \cdots 240\% > 200\%$ （指定容積率） $\therefore 200\%$

《問11》 2

- i) 土地の価格には、「実勢価格（取引価格）」「公示価格」「基準地標準価格」「相続税路線価」「固定資産税評価額」の5つがあるといわれ、このうち相続税路線価は（① 公示価格）の8割程度に設定されている。（① 公示価格）は、毎年1月1日を基準日として、国土交通省の土地鑑定委員会が判定し、3月に公表されるものである。
- ii) 《設例》の図では相続税路線価が表示されているが、この道路に示された「200 D」とは、1㎡当たりの価額が（② 20）万円、借地権割合が（③ 60）%であることを示している。

<解説>

相続税路線価は公示価格の8割程度、固定資産税評価額は公示価格の7割程度に設定されている。また、相続税路線価は宅地に面する路線に付された価格で、路線に面する標準的な宅地1㎡当たりの価額（千円単位）と、借地権割合が90%から30%までアルファベットのAからGまでの略称で表示されている。

《問12》 3

- 1) 適切

不動産登記の記載事項は、以下のとおり。

表題部		物理的現況（土地や建物の表示）
権利部	甲区	<u>所有権に関する事項</u> （所有権の保存・移転、差押等）
	乙区	所有権以外の権利に関する事項（抵当権、賃借権等）

- 2) 適切

登記事項証明書の交付申請は誰でも行うことができ、当該不動産所有者の許可は不要である。

- 3) 不適切

登記記録を確認する場合、法務局で申請を行うことにより、登記事項証明書の交付を受けることができる。

【第5問】

《問13》 3

- i) Aさんの相続税における遺産に係る基礎控除額は(① 4,800)万円である。
- ii) 妻Bさんが受け取った死亡退職金5,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は(② 3,500)万円である。
- iii) 妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、その敷地は330㎡までの部分について(③ 80) %の減額が受けられる。

<解説>

i) 遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

$$=3,000万円+600万円\times 3人^{*}=4,800万円$$

※法定相続人は、妻Bさん、長女Cさんおよび配偶者Dさんの3人

- ii) 相続人が取得した死亡保険金および死亡退職金のそれぞれについて「500万円×法定相続人の数」で計算した非課税金額を控除することができ、その超える部分は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。

非課税金額：500万円×3人＝1,500万円

相続税の課税価格に算入される金額：5,000万円－1,500万円＝3,500万円

- iii) 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

《問14》 3

- 1) 不適切

被相続人が所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に準確定申告書を提出しなければならない。

- 2) 不適切

被相続人が自筆証書遺言を残していた場合、遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければならない。

- 3) 適切

《問15》 1

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。よって、各法定相続人の法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長女Cさんおよび配偶者Dさん（Aさんの普通養子）が $\frac{1}{4}$ となる。

- ・ 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

妻Bさん $2 \text{億} 4,000 \text{万円} \times \frac{1}{2} = 1 \text{億} 2,000 \text{万円}$

長女Cさん $2 \text{億} 4,000 \text{万円} \times \frac{1}{4} = 6,000 \text{万円}$

配偶者Dさん $2 \text{億} 4,000 \text{万円} \times \frac{1}{4} = 6,000 \text{万円}$

- ・ 法定相続人の法定相続分に応じた税額（速算表で計算）

妻Bさん $1 \text{億} 2,000 \text{万円} \times 40\% - 1,700 \text{万円} = 3,100 \text{万円}$

長女Cさん $6,000 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 1,100 \text{万円}$

配偶者Dさん $6,000 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 1,100 \text{万円}$

- ・ 相続税の総額

$3,100 \text{万円} + 1,100 \text{万円} + 1,100 \text{万円} = \underline{5,300 \text{万円}}$

©TAC2019

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。

一般社団法人金融財政事情研究会 ファイナンシャル・プランニング技能検定
3級実技試験（個人資産相談業務） 平成29年10月許諾番号1710K000002